

令和5年4月

一般社団法人全国農業会議所
経営継続補助金事務局

経営継続補助金消費税仕入れ控除額報告書について

【概要】

本補助金については商品やサービスの提供の対価として受け取るものではないため消費税の課税対象とはなりません。

したがって、補助事業に係る課税仕入れにともない、事業者に消費税を含む補助金が交付された場合、補助金に係る消費税の還付金が発生することとなるため、この還付と補助金交付が二重にならないよう、原則として一般課税事業者においては予め補助対象経費から消費税額を減額して申請をいただいております。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとしています。

- ① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ② 免税事業者である補助事業者
- ③ 簡易課税事業者である補助事業者

しかしながら、申請時には上記①～③であった事業者が、補助対象経費を支出した時点で一般課税事業者となっており、消費税額を含んだ補助金を受領しまつている場合がございます。

【報告が必要な者】（別添フロー図を参照ください）

経営継続補助金における『消費税仕入れ控除額報告書』の提出対象者は以下の①、②のいずれかに該当する場合があります。

- ① 免税・簡易課税事業者として額の確定（振込）を受けたが、令和3年の確定申告の際に一般課税事業者として消費税の確定申告をした場合。（別添ケース1、2参照）
- ② 一般課税事業者であったにもかかわらず誤って免税・簡易課税事業者として補助金を受けてしまった場合。（別添ケース3参照）

【報告書提出時期】

令和5年における消費税の確定申告後速やかに【報告書提出先】までご提出ください。
なお、上記確定申告前にご提出いただくケースもございます。（別添ケース3参照）

【報告書提出先】

一般社団法人全国農業会議所 経営・人材対策部

〒102-0084 東京都千代田区二番町5-6

あいおいニッセイ同和損保二番町ビル7F

【消費税返還額計算例】

事業費 <税込金額>	補助金額	確定 補助率	事業費に含 まれる消費 税額	【返還額】 消費税額に占める補 助金額
①	②	③=②/①	④=①/11	④×③
800,000	600,000	0.75	72,727	54,545
1,000,000	750,000	0.75	90,909	68,182
1,500,000	1,000,000	0.67	136,364	90,909
2,000,000	1,000,000	0.50	181,818	90,909
⋮	1,000,000	⋮	⋮	90,909

※補助金額が上限の1,000,000円に達している場合、かかった事業費がいくらであっても返還額は90,909円が上限です。

※返還額で端数が出た場合には小数点以下第1位を切り捨ててください。

※確定補助率については小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までの表記としてください。ただし、返還額の計算にあたっては、そのままの補助率で計算してください。

<問い合わせ先>

一般社団法人全国農業会議所

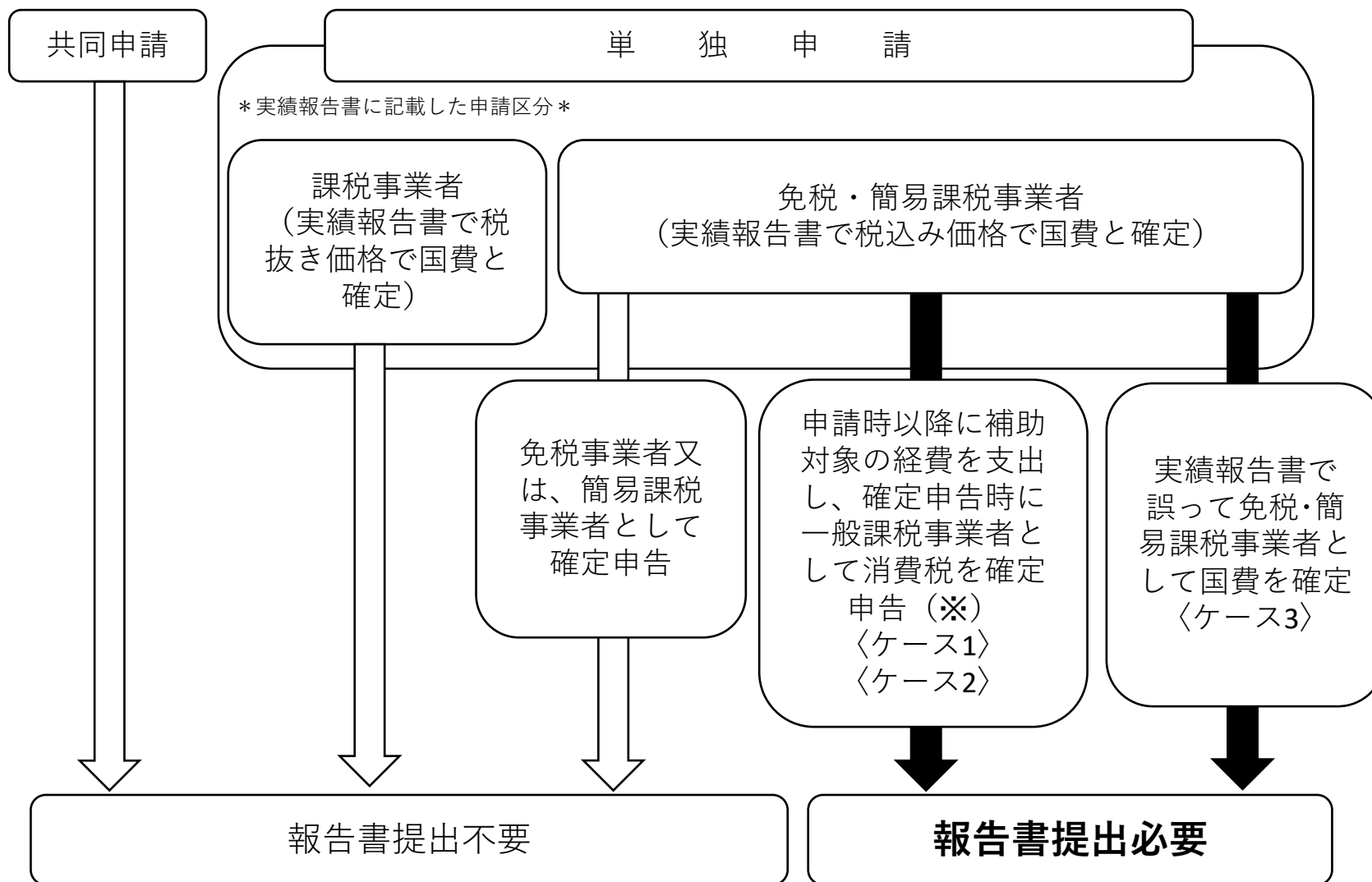
経営継続補助金事務局

TEL：03-6910-1124

対応時間 9:30～12:00、13:00～17:30(土日祝日を除く)

(別添)

【経営継続補助金消費税仕入れ控除額報告書の提出基準】



※確定申告のタイミングで一般課税事業者となっていた場合であっても、全ての補助対象経費を免税・簡易課税事業者の期間に支出していた場合には本事業における消費税仕入れ控除に関する補助金の返還は不要。

【課税に関する事業者区分に変更があった場合】

<ケース1>

申請をした令和2年は免税事業者であったが、令和3年以降に一般課税事業者となり(※1)、令和3年以降に補助対象経費を支払った(機械等を購入した)場合

※1：令和3年以降に免税事業者から一般課税事業者になる例

基準期間である令和元年以降の課税売上高が1千万円を超え(注)、前年中に『消費税簡易課税制度選択届出書』を税務署へ提出しなかった場合に翌年は一般課税事業者となる。

(注)：課税売上高の計算について

例)令和元年分の売上金額 1,026万円

- ・令和元年が課税事業者であった場合には、消費税を除いた売上高。
課税売上高=1,026万円×(100/108)=950万円→令和3年は免税事業者
- ・令和元年が免税事業者であった場合には、消費税を含めた売上高。
課税売上高=1,026万円→令和3年は課税事業者

<ケース2>

申請をした令和2年は簡易課税事業者であったが、令和3年以降に一般課税事業者となり(※2)、令和3年以降に補助対象経費を支払った(機械等を購入した)場合

※2：令和3年以降に簡易課税事業者から一般課税事業者になる例

- ・令和2年以降に『消費税簡易課税制度選択不適用届出書』を税務署に提出した場合、課税売上高にかかわらず翌年に一般課税事業者になる。
- ・基準期間である2年前以降の課税売上高(税抜き)が5千万円を越えると、翌年に一般課税事業者になる。

<ケース1>及び<ケース2>については、本来、経営継続補助金の実績報告書を『免税・簡易課税事業者』から『課税事業者』に修正し、消費税抜きの金額で提出しなければならなかったところ、申請時の『免税・簡易課税事業者』のまま消費税込み金額を報告し、消費税込みの補助金が支払われたケースです。そのため、令和6年になって令和5年分の消費税の仕入控除を行い、令和3年分、4年分も含め補助金に含まれる全ての消費税額分が確定したため当該報告書の提出をもって補助金の一部を返還していただくこととなります。

【誤った事業者区分で実績報告を提出していた場合】

<ケース3>

申請当初より一般課税事業者であり、一般課税事業者の期間中に補助対象経費を支払った(機械等を購入した)場合

<ケース3>については、本来、経営継続補助金の実績報告書を『免税・簡易課税事業者』から『課税事業者』に修正し、消費税抜きの金額で提出しなければならなかったところ、申請時の『免税・簡易課税事業者』のまま消費税込み金額を報告し、消費税込みの補助金が支払われたケースです。そのため、補助対象経費を支出した年の翌年に行う消費税の確定申告時(令和5年に補助対象経費を支払っている場合は、令和5年分の消費税の仕入控除に係る申告時)に、補助金に含まれる消費税額分が確定するため当該報告書の提出をもって補助金の一部を返還していただくこととなります。